

公益財団法人 細胞科学研究財団

助成金交付規程

昭和 63 年 4 月 4 日制定
平成 24 年 4 月 1 日移行に伴い改定
平成 27 年 4 月 1 日改定
平成 28 年 3 月 4 日改定
令和 3 年 3 月 4 日改定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人細胞科学研究財団（以下「この法人」という）定款第 4 条第 1 項第 1 号に定める事業の対象になるものに交付する助成金等（以下「助成金等」という）について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第 2 条 この規程に基づく助成金等の交付対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 細胞科学に関する研究活動を行う研究者または研究機関
- (2) 細胞科学に関する研究領域を専攻する学生または研究者
- (3) 細胞科学に関する研究調査を行う研究者の海外派遣または招聘

(申請者の募集及び資格)

第 3 条 助成金等の交付希望者（以下「申請者」という）の募集方法は、公募とする。

2 申請者は、政府・民間の機関、団体または個人の如何を問わないものとする。

3 募集に関する具体的な事項は、企画委員会において定め、理事会で承認する。

(申請及び申請期間)

第 4 条 申請に関する具体的な事項および申請受付期間については、企画委員会において定め、理事会で承認する。ただし、特に必要が生じた時は、企画委員会において定めた期間外においても申請を受けることができるものとする。

(助成金等の使途)

第 5 条 交付された助成金等の使途は、研究に通常必要とされるかまたは海外派遣および研究者招聘に要する直接的な費用とし、諸給与等の間接的な費用は除くものとする。ただし、研究のために臨時に雇入れた者に対する謝礼金は、この限りではない。

(助成金等交付決定手続等)

第 6 条 この法人の事務局長は、受け付けた申請書とその申請書に基づき作成した助成金等の予定額を、理事長の承認を得て選考委員会に送るものとする。

2 選考委員会は第 2 条の交付対象となるものを選考（順位づけ）し、その結果を理事長に

報告するものとする。選考委員会は、必要と認めるときは申請者に対し追加資料の提出を要求しあるいは口頭の説明を求めることができる。

- 3 理事長は、選考委員会の選考結果を理事会に上程し、助成対象者を理事会で決定する。理事会は決定に当たり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。
- 4 理事会で決定された事項に基づき、事務局長は各申請者に決定事項等を内示するものとする。
- 5 助成金等は、全額または必要により分割した額をもって申請者に交付する。

(助成金等の決定通知)

第7条 前条により決定された助成金の決定通知はすみやかに行うものとし、申請者に対し書面により通知する。

(研究計画等の変更)

第8条 助成金等の交付の決定を受けたのちに、研究計画等に関し重要な変更をしようとするときは、理事長の承認を得なければならない。

(研究費等の使用制限)

第9条 助成金等の交付を受けた者は、第5条の規定に従いその研究等に直接必要な経費に使用しなければならない。

(整理保管)

第10条 助成金等の交付を受けた者は、領収書および受領書等関係書類を整理保管しなければならない。

(報告)

第11条 助成金等の交付を受けた者は、その年度終了後2ヶ月以内に収支について理事長に報告しなければならない。

(監査)

第12条 理事長は、必要があると認めるときは、理事会の承認を得て助成金等の交付を受けた者に対し、経費ならびに研究事項等について報告を求め、または経理ならびに研究の内容等について監査することができる。

(研究報告の発表)

- 第13条 この法人は、助成金等の交付を受けて実施した研究の全部または一部を研究業績集として印刷その他の方法をもって発表する。
- 2 研究報告の要旨は、この法人の刊行物に掲載するものとする。

(刊行物の報告)

第14条 助成金等により研究に従事する研究者が、研究の結果の全部若しくは一部を刊行または発表する場合は、その刊行物または別刷の一部を添付して理事長に報告しなけれ

ばならない。

(知的財産権の取り扱い)

第 15 条 この法人は、助成金等による研究の成果に基づく知的財産権については、すべて放棄する。

(実績の報告)

第 16 条 助成金等の交付を受けた者は、研究活動等の終了後 2 ヶ月以内に実績および研究報告の要旨を理事長に報告しなければならない。ただし、第 2 条第 3 項の対象についてはこの限りではない。

(助成金等の決定の取消、中止および返還)

第 17 条 助成金等の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したときまたはその事実が判明したときは、この法人は助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部若しくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出または報告を行ったとき
- (2) 対象となる研究活動等が中止になったとき
- (3) その他この規程の目的に照らしてふさわしくないと理事会が認めたとき

(細則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

本規程は、令和 3 年 3 月 4 日から施行する。